

## 平成28年度冬期節電対策プラン

節電目標	毎月の電力使用量を昨年度実績以下とする。
実施期間	原則、平成28年12月1日から平成29年3月31日まで ただし、早期取り組みが可能なもの及び継続的な活動が必要と思われるものは実施を検討する。
実施体制	節電対策組織の各グループを中心に、全職員が主体的に実施する。

### 1. 市役所としての対策

#### (1) 市職員として実施できる対策

- ① ひざ掛けなど、暖かい服装に努める。
- ② 『大家族』ロゴ入りジャンパーや地域イベント等で作成したジャンパーなどの着用を認める。
- ③ 毎週金曜日を「ノー残業デー」、毎週水曜日を「節電デー」とし、午後6時消灯に努める。
- ④ 職員のエレベーターの原則使用禁止とする。
- ⑤ OA機器を使用しないときは、40分以内ならスタンバイ状態に、それ以上の場合はシャットダウンを徹底する。また、退庁時はコンセントを外す。
- ⑥ 月1日以上の子次有給休暇取得を奨励する。

#### (2) 庁舎内で実施できる対策

- ① 暖房中の室温を20℃とする。
- ② 電力使用状況の「見える化」をはかり職員にONI-NETを通じて周知し、職員の節電意識の高揚を図る。
- ③ 各部屋に必要な照度を確保したうえで蛍光灯を間引く。
- ④ 庁内に『節電中』という掲示をする。
- ⑤ 冷蔵庫の設定温度の適正化を実施する。
- ⑥ シュレッダーは使うときのみONにする。
- ⑦ 回転保管庫(税務G)の電灯を日中消灯する。
- ⑧ 自動販売機の消灯を業者に要請する。

### 2. 市民等への啓発活動

#### (1) 市民等への周知及び啓発活動

- ① 高浜市公式ホームページのトップページに「節電対策」コーナーを設け啓発活動を実施する。
- ② 高浜市公式ホームページで「みんなで節電アクション」(環境省)及び「家庭の節電対策メニュー」(経済産業省)を紹介する。
- ③ 広報たかはまに節電に関する記事を掲載し市民の節電意識の高揚を図る。

### **3. 各公共施設の対策**

#### **(1) 各公共施設共通の対策**

- ① 施設内での使用していない部屋、トイレの消灯を徹底する。
- ② 必要な照度を確保しつつ、蛍光灯の間引きを実施する。
- ③ 暖房中の室温を20℃とする。
- ④ パソコンは、使う時のみ立ち上げ、それ以外は、休止状態にする。
- ⑤ シュレッダーは、使用時のみ電源を入れる。

#### **(2) 各公共施設個別の対策（電力使用量上位20施設）**

- ① 各公共施設の特性に応じて、施設を所管するグループが各施設に応じた個別具体的な節電対策を実施します。

※ その他の施設においても、上記20施設の取組みに準じ、節電対策を実施します。

平成28年11月28日

**高浜市節電対策本部長 高浜市長 吉岡初浩**